

熱損失防止改修（省エネ改修）工事に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

志賀町長 へ

申告者 (納税義務者)	住所(所在)																					
	フリガナ 氏名(名称)	⑩																				
	電話																					
個人番号又は法人番号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				

地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の適用を受けたいので、志賀町条例附則第13条の3第8項の規定に基づき、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の内訳	所在・地番		家屋番号	
	種類(用途)		構造	
	床面積		居住用床面積	
	建築年月日		登記年月日	
	熱損失防止改修工事内訳	※ 該当する□にレ印をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 窓の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 床等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 天井等の断熱性を高める工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱性を高める工事		
	熱損失防止改修工事費用	全体工事費用 _____ 円 (熱損失防止改修工事以外の工事を含む) バリアフリー改修工事費用 _____ 円 給付・補助金額 _____ 円 自己負担額 _____ 円 _____ 円 - _____ 円 = _____ 円		
《3ヶ月以内に提出できなかった理由》 ※ 工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。				
<要件等確認に係る同意> 本申告書記載の内容を審査するに当たり、要件の確認を目的として、必要に応じて固定資産税担当課が各業務担当課へ現住所等の情報を照会することに <p style="text-align: center;">同意します ・ 同意しません</p> ※ 上記に同意いただけない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度、提出していただくこととなります。				

☆下記処理欄は記入する必要がありません。

処 理 欄	《受付時確認》	受 付 印	処 理 日	
	<input type="checkbox"/> 改修工事完了から3ヶ月以内である		年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 記載内容に漏れがない		担当者	確認者
	<input type="checkbox"/> 必要な添付書類が揃っている			

添付書類及び記入方法は裏面に掲載しております。

添付書類（地方税法施行規則附則第7条第9項の規定に基づく書類）

- 増改築等工事証明書
- 納税義務者の住民票の写し（「要件等の確認に係る同意」において同意いただける場合の提出は不要）
- 熱損失防止改修工事の領収書（省エネ改修工事に要した費用がわかるもの）
- 熱損失防止改修工事の完了年月日が分かる書類（工事完了書等の写し）
- 工事箇所の写真（改修内容がわかるように写されたもの）および図面
- 補助金等の明細
- 長期優良住宅の認定通知書の写し（認定長期優良住宅化した場合のみ）

記入方法

- 1 申告者（納税義務者）の欄には、熱損失防止改修（省エネ改修）工事に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所又は所在及び氏名又は名称、電話番号、個人番号又は法人番号を記入し、押印してください。
- 2 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・種類（用途）・構造・持家の種類・床面積・居住用床面積・建築年月日・登記年月日・改修工事完了日・改修工事費用等をそれぞれ記入してください（主だった項目は納税通知書の課税明細書をご覧ください）。

対象となる要件

	令和4年4月1日から令和6年3月31日までに改修工事等が完了	令和4年3月31日までに改修工事が完了
家屋の要件	賃貸住宅ではない 平成26年1月1日以前に建築した住宅である 床面積が50㎡以上280㎡以下である 併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が居住用	賃貸住宅ではない 平成20年1月1日以前に建築した住宅である 床面積が50㎡以上280㎡以下である 併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が居住用
工事費の要件	熱損失防止改修（省エネ改修）で、費用が国又は自治体からの補助金等を除いて1戸当たり60万円を超えるもの もしくは、熱損失防止改修（省エネ改修）の費用が1戸当たり50万円を超え、かつ太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの取替え又は取付けに係る工事費と併せて60万円を超えるもの（補助金を除く）	熱損失防止改修（省エネ改修）で、費用が国又は自治体からの補助金等を除いて1戸当たり50万円を超えるもの
熱損失防止改修（省エネ改修）の要件	A から D までのうち、A を含んだ工事 A 窓の改修（二重サッシ、複層ガラス） B 床の断熱改修 C 天井の断熱改修 D 壁の断熱改修	
工事完了期間	平成26年4月1日から令和6年3月31日	平成20年4月1日から令和4年3月31日

減額措置

改修工事が完了した年の翌年度1年間

※1戸あたり120㎡までの部分の固定資産税の3分の1が減額されます。

※省エネ改修工事等が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった住宅は、減額される割合が3分の2に拡充（適用期間：平成29年4月1日から令和6年3月31日）

他の減額制度との重複適用について

- 1 バリアフリー改修工事に伴う減額措置とは重複して適用されません。
- 2 新築住宅の減額措置等とは重複して適用されません。
- 3 耐震改修工事の減額措置とは重複して適用されません。